主 文

原判決を破棄する。

本件を東京高等裁判所に差し戻す。

理 由

検察官の上告趣意のうち判例違反を主張する点は、所論引用の判例は本件と事案を異にし、適切とは認め難いから、論旨は前提を欠き、その余は、単なる法令違反の主張であつて、すべて刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

しかし、所論にかんがみ、職権により調査すると、まず、原判決が判示するところによれば、

- (一) 被告人らは、昭和三七年七月一日施行の参議院議員選挙に際し、東京地方区から立候補したA党所属のBを支持したこと、
- (二) 同年六月二五日、東京都葛飾区 a 町被告人 C 宅に同被告人、被告人 D 、同 E 、 F 、 G らが集合した際、 B 候補の票読みを行なつたが、その時、被告人 C は、「今の状勢では B さんが危い。選挙まであと何日もないから明日から H さんのところに行つて署名運動をやつてくれ。この署名運動をやれば B さんの票がいくらかでも増える。」等と述べたこと、
- (三) 同月二六日葛飾区 b 町被告人 H 方に、同被告人、被告人 D、同 E、 F らが集合した際、被告人 H は、「選挙も間近いからやつてくれ。署名と一緒に I も持つて行つてくれ。 I も一部五円で買つてもらえ。そうすれば、 A 党のことがよくわかるし、選挙でも有利になる。ただし、ただでやると選挙違反になるから売つてくれ。」等と述べたこと、
- (四) Fほか二名が同二六日同選挙区の選挙人である葛飾区 c 町 J 住宅 K 方ほか五カ所を戸別に訪問し、同人らに対し、物価値上げ反対署名という表示を有し、A 党名義の記載のある署名簿を示して署名を求めたこと、被告人 D 、同 E 、 F が同

月二七日同選挙区の選挙人である c 町 L 社宅M方ほか一二カ所を戸別に訪問し、同人らに対し同様の署名を求めたこと、被告人 D、同 E、 G が同月二八日同選挙区の選挙人である c 町 N 住宅 O 方を訪問し、同人に対し同様の署名を求めたこと、

- (五) 右署名簿の内容として、物価値上げに反対し、引下げを要求する趣旨、 ならびに物価を上げる高度成長政策をやめることや、軍事費を人民の生活向上にま わすこと等を要求する趣旨の記載があること、
- (六) 右の署名運動は、署名簿の署名欄に署名を求める方法によりなされたものであるが、前記のとおり各戸を訪問した被告人その他の訪問者らは、訪問先において、まず、「A党の者ですが」と言つた後、「物価値上げ反対運動の署名をお願いします。」と言つて署名を求めるか、あるいは、「物価値上げ反対運動の署名をお願いします。」と言つてから「A党の者ですが一と言つて署名を求めたものであること、

が証拠上認められるというのである。

そして、第一審判決は、その挙示する証拠によつて、被告人らの所為が前記選挙に関しB候補に投票を得しめる目的をもつて署名運動をし、かつ、選挙運動のため戸別にA党の名称を言い歩いたものと認め、公職選挙法一三八条の二および一三八条二項を適用したのである。

これに対し、原判決は、上記事実が認められるとしながらも、本件署名運動なるものが何らの意味においてもB候補の当選ということと無関係であるといい得ないことは明らかであるが、全証拠を総合すれば、被告人らにB候補に投票を得しめる目的があり、そのため署名運動に名を藉りたものであるとは明認することができず、せいぜい戸別に物価値上げ反対の署名運動をすることによりB候補に対する投票がいくらかでも増すであろうということを期待する考えが存したに過ぎないと認め得る程度であるが、その程度の意識というものは、これを公職選挙法一三八条の二所

定の「選挙に関し投票を得しめる目的がある」というには足りないと認める次第であり、かつ、このことと相俟つて、被告人その他の者らが各戸を訪問する際「A党の者ですが」と言つて物価値上げ反対の署名を求め、あるいは署名を求めた後に「A党の者ですが」と言つた程度の所為をもつて、A党の名称を選挙人に強く印象づけることによりB候補の投票を得るという選挙運動がなされたものと認めるには不十分であり、従つて、公職選挙法一三八条二項の違反があると認めることも困難であるとし、なお、第一審判決判示第三の事実のうち六月二八日 P方においてQに対し違法の署名運動をし、かつ、A党の名称を言い歩いたという事実は、被告人らにおいて自発的かつ任意にP方を訪問したのではなく、N住宅内の居住者らにP方に連れ込まれ、いわゆるつるし上げを受けたと認めるべき場合であるから、なおさら本件違反事実の有無を論ずるには足りないというべく、結局、本件は全部犯罪の証明がないと判示し、被告人らに対し無罪の言渡しをしたのである。

しかしながら、第一審判決挙示の証拠によれば、原判決判示の前記事実のほかに、

- (一) 前記署名簿の署名により賛同を求めようとする物価値上げ反対等の項目は、A党が昭和三七年七月施行の参議院議員選挙を目標として掲げた政策であり、選挙運動推進のスローガンであること、そしてBは同選挙において東京地方区から立候補したA党唯一の候補者であり、その政見として同旨のスローガンを掲げていたこと、
- (二) 被告人らは、いずれもB候補の属するA党の党員ないしその同調者であって、同候補者の当選のために選挙活動にあたつていたこと、
- (三) 被告人らが、前記のとおり、投票日に極めて接近した六月二五日、二六日に会合し、署名運動をすればB候補の票が増えることを予測し、これを行なう旨相謀つたこと、そして、これに基づき、前記のとおり、二六日からその実行を開始し、二七日、二八日と連続して前記各戸を訪問して署名を求めたこと、

(四) 本件各戸訪問の際購読してもらうために携行し、一部では購入してもらった I 号外(昭和三七年六月二三日付)には、第一面からほとんど全面的に B 候補の写真、政見、これを推薦する趣旨の記事等同人の選挙に関する記事が掲載されていたこと、

等の事実がうかがわれるのである。

そして、以上の原判示事実ならびに第一審判決挙示の証拠によりうかがわれる右事実全体を総合して考察すれば、被告人らの本件所為は、第一審判決判示第三の事実のうちP方におけるQに対する行為を除いて、前記選挙に関し、B候補に投票を得しめる目的をもつて選挙人に署名運動をし、かつ、同候補の選挙運動のため戸別にA党の名称を言い歩いたものと認定する余地があると認められる。

ところが、第一審判決判示第三の事実のうちP方におけるQに対する行為を除いて、原判決が、その判示する事実以外の、第一審判決挙示の証拠によりうかがわれる前記のような事実について十分に検討することなく、要旨前記のような理由のもとに犯罪の証明がないものとして無罪の言渡しをしたのは、審理を尽くさないことによる重大な事実の誤認があるか、または法令の解釈適用に誤りがあるものというべく、これが判決に影響し、原判決を破棄しなければ著しく正義に反するものであることは明らかであるといわなければならない。

なお、原判決が、第一審判決判示第三の事実のうちP方におけるQに対する行為の点について、その点の特殊な事情によつて犯罪の証明がないとしたことは、結論において首肯できないではないが、この点は一罪のうちの一部の事実であるから、その余の事実に関して原判決を破棄する以上、原判決全部を破棄しなければならない。

よつて、刑訴法四一一条一号および三号、四一三条本文により、原判決を破棄し、 さらに審理を尽くさせるために事件を原裁判所に差し戻すことにして、裁判官全員 一致の意見で、主文のとおり判決する。

検察官 沢田隆義公判出席

昭和四三年一二月二四日

最高裁判所第三小法廷

 裁判長裁判官
 下
 村
 三
 郎

 裁判官
 田
 中
 二
 郎

裁判官 松 本 正 雄